

砂防ふくしま

第34号

福島県砂防協会機関誌



①山舟生川筋（伊達市）

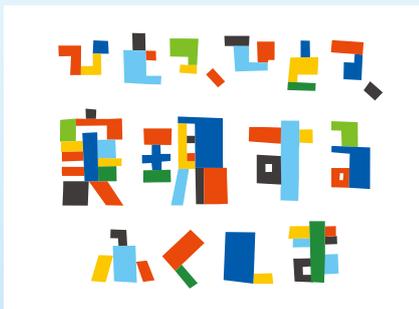


②熱海5丁目沢2沢筋（郡山市）



③西光寺地区（会津美里町）

令和5年度福島県優良建設工事
(砂防部門)



CONTENTS

福島県砂防協会会長あいさつ	2
全国治水砂防協会通常総会及び福島県砂防協会要望活動等	3
令和5年台風第13号による被害と対応	5
砂防関係事業予算	6
令和5～6年度 砂防関係事業	7
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の公表	10
砂防巡視員	13
土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）	14
土砂災害警戒区域等の指定状況	15
令和6年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集	19
出前講座「ふるさと安全たんけんスクール」	22

福島県砂防協会 会長あいさつ



福島県砂防協会
川内村長
えんどう ゆうこう
遠藤 雄幸

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本協会の運営にあたり、ご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

昨年は、全国で1,471件もの土砂災害が発生し、死者8名、人家被害262戸の被害が生じております。

本県においても、令和5年台風第13号で県内で初めてとなる「線状降水帯」が発生し、43件の土砂災害が発生するなど、昨年は合計で60件の土砂災害が発生しました。

改めて土砂災害の恐ろしさ、砂防事業の重要性を再認識したところであります。被害を受けられた方々に対し心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

土砂災害は、いつどこで起こるか予測が難しく、

人命が奪われてしまうこともあるため、土砂災害に対する日頃からの備えの重要性や砂防事業の必要性を強く感じているところであります。

今後とも、土砂災害から住民の生命・財産を守るため、住民の自主防災意識の向上を図る啓発活動の展開や、砂防関係事業の推進に努めて参りたいと考えています。

また、福島県は今年6月に「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を公表しました。既存の土砂災害警戒区域箇所約8,000箇所に加え、約39,000箇所のおそれのある箇所があることが分かりました。

県民に対し、『土砂災害のおそれのある箇所や避難場所を確認すること』や『大雨や地震等の際には早めの避難行動をとっていただくこと』を周知していくことが重要であります。

福島県砂防協会としましては、砂防関係施設のハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくことについて、県内各市町村間の連携をさらに強固なものとするとともに、今後とも砂防関係事業を広く社会に普及、啓蒙を図っていく所存であります。会員皆様の特段のご協力と関係機関のご指導、ご支援をこれまで同様に賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度全国治水砂防協会東北地区協議会通常総会 R5.7.11

令和5年7月11日から12日の2日間の日程で第72回通常総会及び現場研修が岩手県盛岡市にて開催されました。

通常総会では、令和5年度事業計画などの議案可決と併せて、砂防功労者の表彰式が行われ、本県からは当協会理事として長きにわたりご尽力されている下郷町長の星學氏と元福島県土木部砂防課長の堀田洋一氏が受賞されました。

総会後は、国土交通省 水管理・国土保全局砂防部長の三上幸三氏より「[いのち]と[くらし]を守る砂防」と題し、また、全国治水砂防協会理事長の大野宏之氏より「土砂災害対策の新たな課題」と題して講話をいただきました。



砂防功労者との記念撮影

後列左から5番目：遠藤 雄幸 福島県砂防協会長
(下郷町長 星學様代理受領)
中列左から5番目：堀田 洋一 元県土木部砂防課長



うさぎ平西沢(栗石町)
現場研修の様子



通常総会の様子

うさぎ平西沢砂防堰堤の概要

堰堤高	H=14.5m
堤頂長	L=237.5m
土砂捕捉量	V=約83,000m ³
形式	JSウォール

令和5年度福島県砂防協会通常総会

R5.7.14

新型コロナウイルスの感染拡大防止により書面開催していましたが、令和5年7月14日に令和5年度福島県砂防協会通常総会が4年ぶりに対面で開催されました。

令和4年度事業報告・収支決算、令和5年度事業計画、収支予算案、役員を選出の議案が審議され、全会一致で承認を得ました。

総会後は、「国土交通省水管理・国土保全局_國友優砂防計画課長」、「一般社団法人全国治水砂防課協会大野理事長」よりご講話を賜りました。

役員（令和6年7月現在）

会 長（1名）：川内村長

副会長（7名）：福島市長、天栄村長、西会津町長、
南会津町長、いわき市長、
県土木部長、満山喜一県議会議員

理 事（13名）：二本松市長、川俣町長、古殿町長、
小野町長、白河市長、西郷村長、
会津若松市長、柳津町長、
喜多方市長、猪苗代町長、下郷町長、
只見町長、相馬市長

監 事（2名）：棚倉町長、三島町長



通常総会の様子

全国治水砂防促進大会及び福島県砂防協会要望活動(1/2)

R5.11.16

令和5年11月16日に砂防会館別館シェーンバッハ・サボー（東京都）において、全国治水砂防促進大会が開催され、当協会から19名（代理出席を含む）が参加しました。

大会に先立ち国土交通省 水管理・国土保全局砂防部長の草野慎一氏より「『いのち』と『暮らし』と『みどり』を守る砂防」と題して講演が行われました。

また、福岡県朝倉市長の林裕二氏から「洪水・土砂・流木の複合災害と復旧効果」及び長野県茅野市長の今井敦氏から「令和3年9月5日発生 茅野市下馬沢川土石流災害における避難対応について」と題して意見発表が行われました。

大会後は、福島県選出国會議員14名及び国土交通省草野砂防部長に対し令和6年度の予算確保に向けた要望活動を実施しました。



促進大会の様子

福島県砂防協会要望内容

- 1 基幹的な土砂災害対策のための予算の確保
(直轄砂防事業の推進)
- 2 土砂災害対策事業の継続的予算の確保
(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」)
- 3 総合的な土砂災害対策の推進
(基礎調査に係る予算確保、地方負担軽減)
- 4 災害関連緊急砂防事業等の充実
(財源措置、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の要件緩和)
- 5 長寿命化対策及び維持修繕等への財政的支援
(起債措置期間の延長、制度拡充等)



特別講演の様子

福島県砂防協会要望活動



金子議員への要望



馬場議員への要望



菅家議員への要望

令和6年度全国治水砂防協会通常総会

令和6年5月23日に砂防会館別館シェーンバウハ・サボー（東京都）において、全国治水砂防協会の令和6年度通常総会（第88回）が開催されました。

福島県支部からは15名（代理出席を含む）が出席し、令和5年度の事業・収支決算、令和6年度の事業・収支計画について報告され、満場一致で承認されました。

また、砂防事業への功績を称え、白河市長の鈴木和夫氏が功労者表彰を受賞されました。

総会前の特別講演では、一般社団法人全国治水砂防協会理事西出則武氏より「地震津波の警報等についてー令和6年能登半島地震を事例としてー」と題し、令和6年能登半島地震の概要や地震発生のメカニズムなどの講演がありました。



←特別講演の様子



通常総会の様子

令和5年台風第13号による被害と対応

気象概況と被害状況

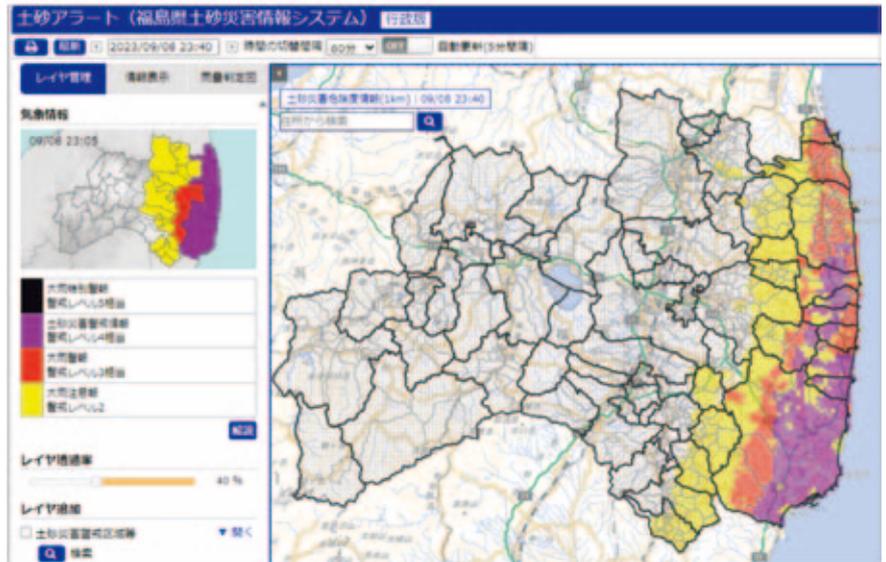
令和5年9月8日23時40分時点

9月5日に日本の南で発生した台風第13号は、福島県では県内初の線状降水帯が発生し、8日夜から9日未明にかけて浜通り地方を中心に大雨となりました。

県内で発生した土砂災害

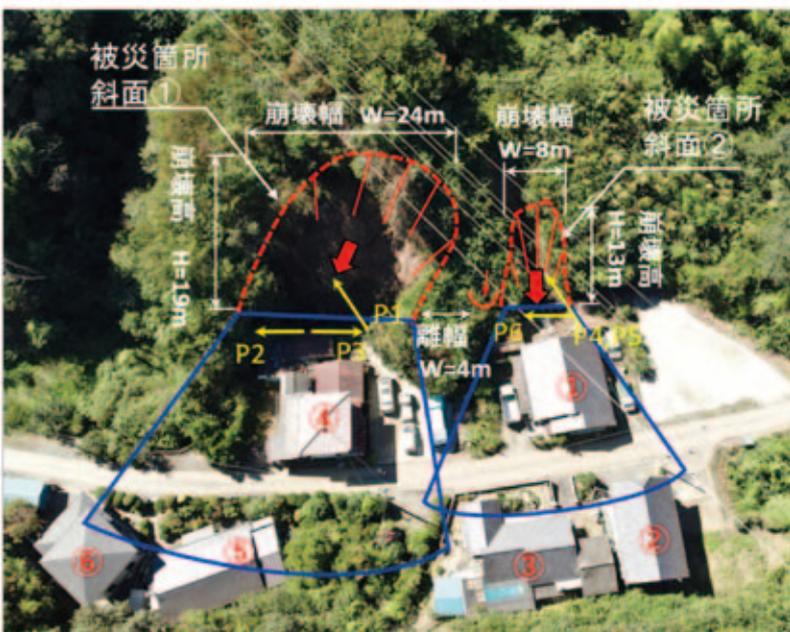
がけ崩れ 43箇所
(人家被害 13箇所 (人的被害無し))

土石流による被害のあった溪流
3溪流
(白水沢、川平沢、澗沢)



災害関連緊急急傾斜崩壊対策事業の実施

令和5年9月の豪雨により、いわき市常磐湯本町山ノ神地内においてがけ崩れが発生し、1棟において、家屋が一部損壊しました。そのため、人家6戸を保全する本事業により法面工を実施しています。



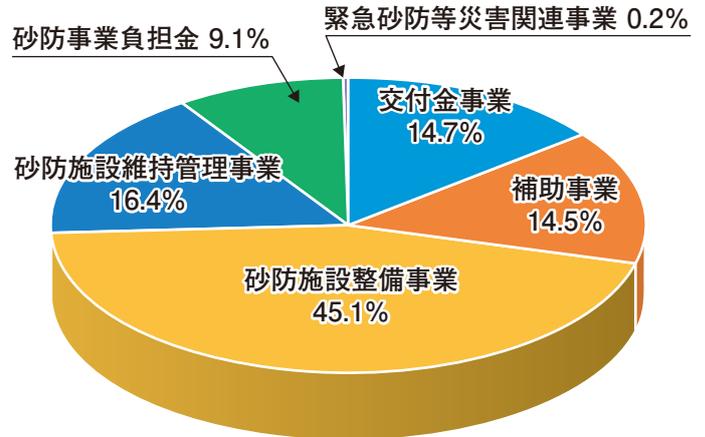
砂防関係事業予算

令和6年度砂防関係事業予算 53億4,061万円

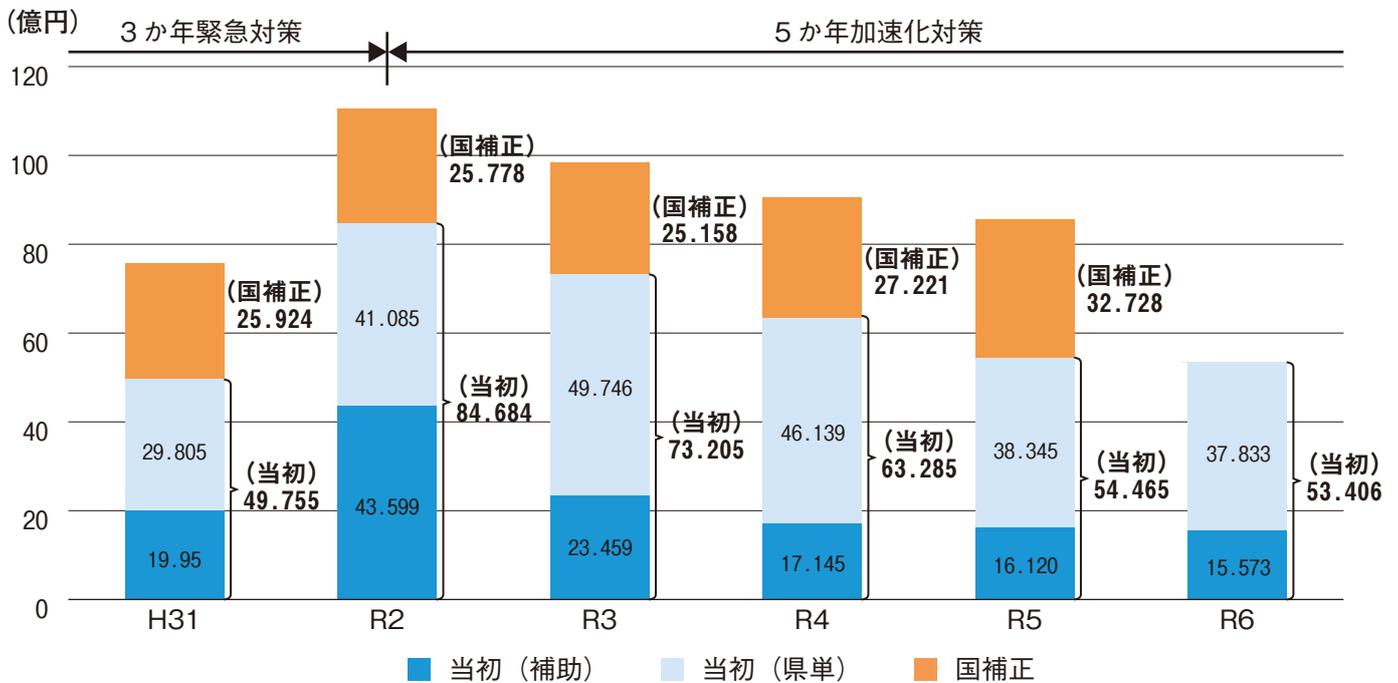
砂防関係事業の予算

令和6年度当初予算における砂防関係事業予算

① 交付金事業(砂防)	7億8,370万円
② 補助事業	7億7,360万円
③ 緊急砂防等災害関連事業	1,220万円
④ 砂防施設整備事業	24億0,610万円
⑤ 砂防施設維持管理事業	8億7,744万円
⑥ 砂防事業直轄負担金	4億8,757万円



過去5か年の砂防関係事業費の推移



整備率

県が砂防関係施設の整備を予定している3,009箇所に対する整備率は、令和5年度末時点で29.2%となっています。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の活用による補助・交付金事業や、県単独事業等を活用し、要配慮者利用施設等を保全する箇所等において重点的な施設整備を進めています。

土砂災害防止法に基づく基礎調査

県では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を8,252箇所行い、令和5年度末時点で8,150箇所を土砂災害警戒区域等に指定しております。

令和6年度は、当初予算で約3千万円を確保し、砂防関係施設の整備等に伴い土砂災害警戒区域等の見直しが必要な箇所等の基礎調査を実施します。

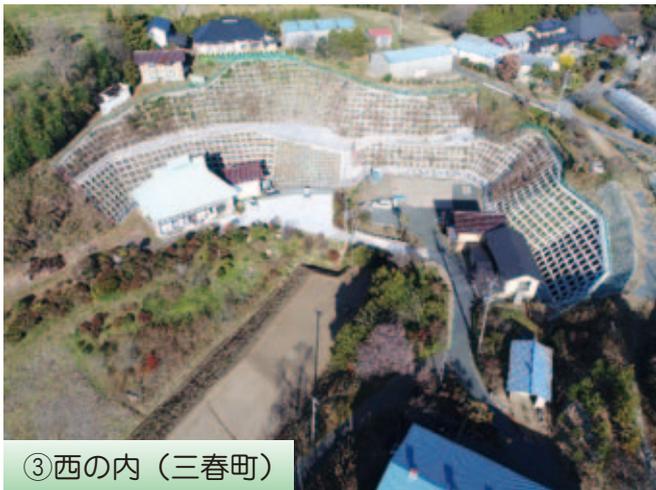
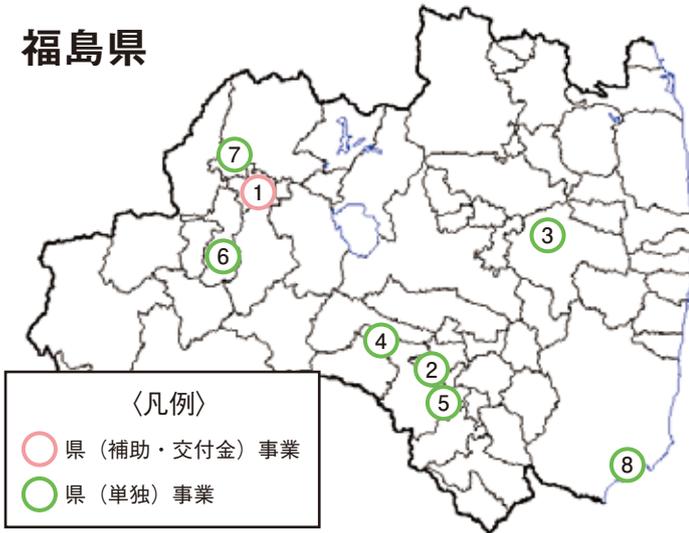
また、新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について、基礎調査実施に向けた基盤図作成に必要な測量業務(航空レーザ測量)等を進めています。今後、効率的な基礎調査や住民説明の方法、今後のスケジュール等について検討してまいります。

ハード対策

令和5年度 砂防関係事業完了箇所

No.	事業名（県事業）	種別	箇所名	市町村名	概要	No.	事業名（県事業）	種別	箇所名	市町村名	概要
①	交付金事業（砂防）	砂防	坊が沢	会津坂下町	堰堤工	⑤	砂防施設整備事業	急傾斜	千田2号	白河市	法面工
②	砂防施設整備事業	砂防	木ノ内前沢	泉崎村	堰堤工	⑥	砂防施設整備事業	急傾斜	鳥屋居平	柳津町	擁壁工
③	砂防施設整備事業	急傾斜	西の内	三春町	法面工	⑦	砂防施設整備事業	急傾斜	下三方	喜多方市	擁壁工
④	砂防施設整備事業	急傾斜	樋ノ口2号	白河市	擁壁工	⑧	砂防施設整備事業	急傾斜	山ノ根1号	いわき市	法面工
合計										8	箇所

福島県



ストック効果事例 飯根沢砂防堰堤(西会津町)



ハード対策

令和6年度 砂防関係事業

福島県内には8,678箇所の土砂災害危険箇所があり、そのうち当面県が重点的に対策施設の整備を予定している3,009箇所（以下、要対策箇所）に対する整備率は、令和6年3月末現在、29.2%となっています。

引き続き、土砂災害危険箇所の解消を図るための対策施設整備（ハード対策）を重点的に進めていくとともに、警戒避難体制の整備支援等のソフト対策を推進するなど、ハード・ソフトが一体となった「総合的な土砂災害対策」を進めてまいります。

土石流対策

荒廃した溪流等からの土石流から、下流の公共施設、人家等を保全するため、砂防えん堤等を整備します。要対策箇所は1,667箇所あり、令和6年3月末時点の整備率は21.9%です。



坊が沢（堰堤工）
会津坂下町



施工前

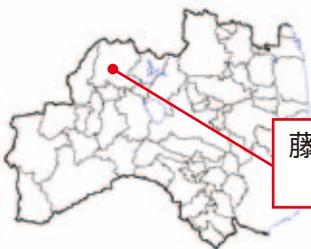


本道完成写真(令和5年9月末時点)

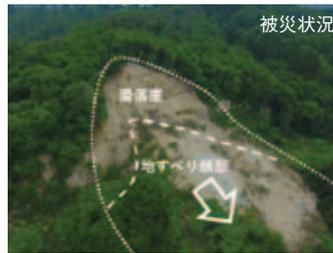
施工後

地すべり対策

地すべり防止区域において、被害の軽減を図るため、地すべり防止工事を実施します。要対策箇所は142箇所あり、令和6年3月末時点の整備率は44.4%です。



藤沢（地すべり対策工）
喜多方市



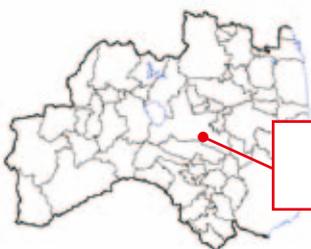
被災状況



施工中

がけ崩れ対策

急傾斜地崩壊危険区域において、がけ崩れによる被害を未然に防止するため、対策工事を実施します。要対策箇所は1,200箇所あり、令和6年3月末時点の整備率は37.7%です。



北表1号（擁壁工）
郡山市



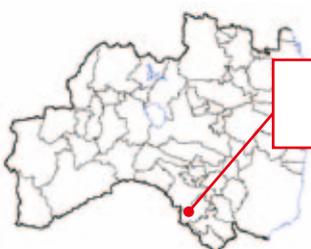
施工前



施工後

施設の老朽化対策

整備されてから時間経過により老朽化が進む施設について、所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき施設を改築、修繕する。



糸沢（堰堤改築）
棚倉町



施工前



施工後

直轄火山砂防事業

阿武隈川流域には活火山である吾妻山の火山活動により変質した脆弱な地質が広く分布しており、上流部の土砂災害及び下流部の河道堆積土砂による洪水氾濫を防止するため、荒川流域、松川流域、須川流域において、砂防施設の整備を進めています。



【(須川流域) 下高湯沢第1砂防堰堤】
R3年度完成



写真の位置図



【(松川流域) 前川第1砂防堰堤】
R6年度工事内容：工事用道路造成



【(荒川流域) 不動沢第4砂防堰堤】
R6年度工事内容：堰堤工

詳細は「国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所」のHPをご覧ください。
URL：https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/sabo/index.html



福島河川国道事務所ホームページ

直轄地すべり対策事業

○滝坂地すべりの全景

面積約150ha、地すべり層圧は最大約140m、推定移動土量は約4,800万 m^3 （東京ドーム約39杯分）であり日本最大級の地すべりです。



○大石西山排水トンネル施工状況

令和5年2月に立坑（通気及び避難坑）を含めた排水トンネル本体が完成。令和6年度は、トンネル内で集水ボーリングの施工を進めています。



トンネル本体完成 (R5.2月)



立坑完成 (R5.2月)



上段削孔状況



下段削孔状況

詳細は「国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所」のHPをご覧ください。
URL：https://www.hrr.mlit.go.jp/agano/jigyou/sabou_takisaka/index.html



阿賀野川河川事務所ホームページ

概要

本県では、これまで土砂災害危険箇所8,678箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を進めており、令和6年3月末時点で8,150箇所を指定しました。

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、福島県では、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たに土砂災害が発生するおそれがある箇所」の抽出を令和3年度から令和5年度にかけて実施しました。

- ・ 急傾斜地の崩壊 **33,799箇所（既知4,274箇所）**
- ・ 土石流 **4,871箇所（既知4,272箇所）**
- ・ 合計 **38,670箇所（既知8,546箇所）**

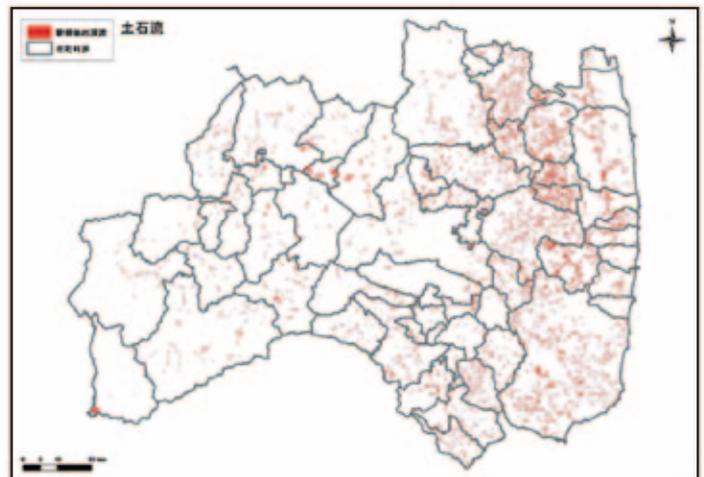
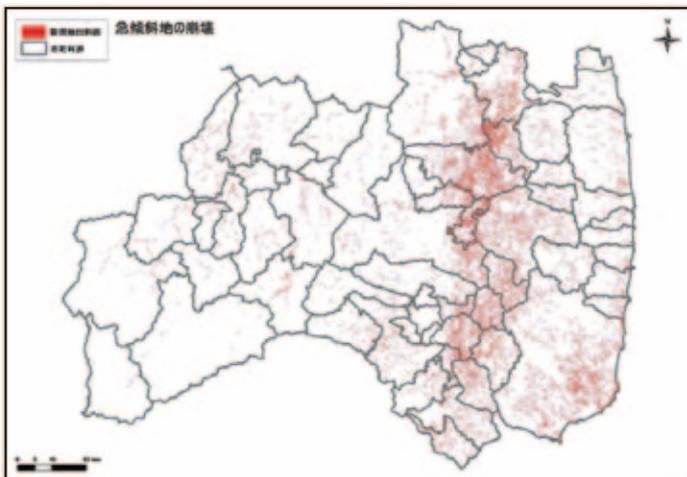
※今回の公表箇所は、基礎調査（現地調査）の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限りません。また、直ちに建物の建築等に規制が発生するものではありません。

※今後、優先順位をつけて出来る限り速やかに基礎調査を行い、順次指定する箇所を特定し、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きを進めます。

※今回の資料を参考に、大雨が発生した場合等いざというときには早めの避難行動をとるようここにこころがけてください。

砂防課HP(公表内容、市町別箇所数一覧表) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/arata.html>

【抽出分布図】



【抽出要件等】

公表		平成15年3月公表	令和6年6月公表
名称		土砂災害危険箇所	新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所
抽出条件	地形の抽出図	国土地理院地図 1/25,000	航空LP測量から作成した 5mメッシュデータ(1/5,000相当)
	土地利用状況	建物1戸以上+建物0戸(開発見込み地)	建物1戸以上
	急傾斜地の崩壊	高さ5m以上、斜角30度以上	高さ5m以上、斜角30度以上
	土石流	溪床勾配2度以上	溪床勾配2度以上、流域面積5km ² 以下

※地すべりは高精度な地形図のみでは判読が困難なため抽出の対象外とした。

【抽出作業に用いたデータ】

新たな箇所の抽出には、以下のデータを用いて行った。

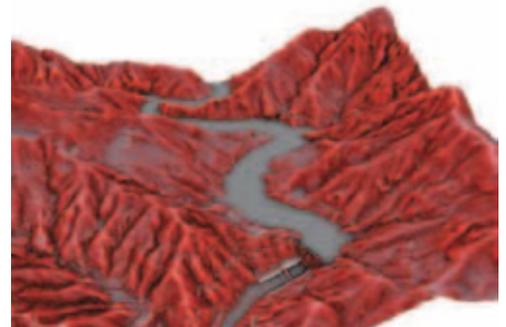
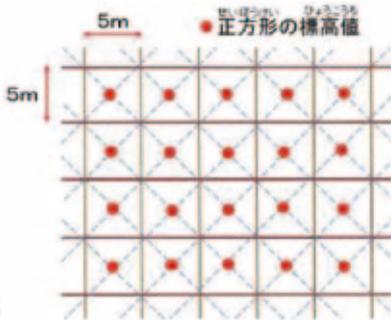
- 地形の抽出：高精度の地形情報として**航空レーザ測量データ**（LPデータ）から作成された**数値標高モデル（DEM）**を用いて、がけ地（急傾斜地の崩壊）や溪流（土石流）の抽出を行った。
- 保全対象の確認：株式会社ゼンリンの**建物ポイントデータ2021**を用いて、被害のおそれのある建物を確認した。

【数値標高モデル(DEM) のイメージ】

DEMは地表面を**等間隔の正方形**に区切り、それぞれの正方形に**中心点の標高値**を持たせたデータで、立体図の作成や三次元可視化等に活用される。今回は、**LPデータ**から作成した**5mメッシュDEM**を使用して抽出を行った。5mメッシュDEMは、**詳細な地形表現**（標高・傾斜など）が可能な**高精度な地形情報**である。



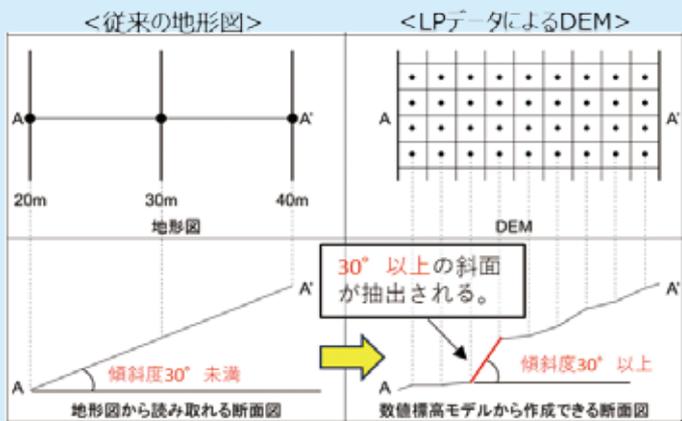
航空レーザ測量と5mメッシュDEMのイメージ



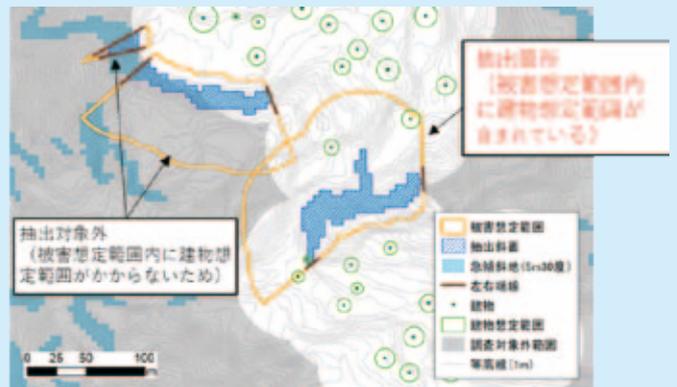
DEMから作成できる立体図のイメージ

【数値標高モデル(DEM)による抽出精度向上のイメージ】

◆急傾斜地：高さ5m以上かつ傾斜度30°以上の斜面



【新たな箇所の抽出】



◆溪流：10m等高線で1次谷（「谷の奥行き>谷幅」となる谷地形）を持つ溪流

<従来の地形図（縮尺1/25,000）とLPデータのDEMから作成した等高線の重ね図>



※背景はLPデータのDEMから作成した立体図

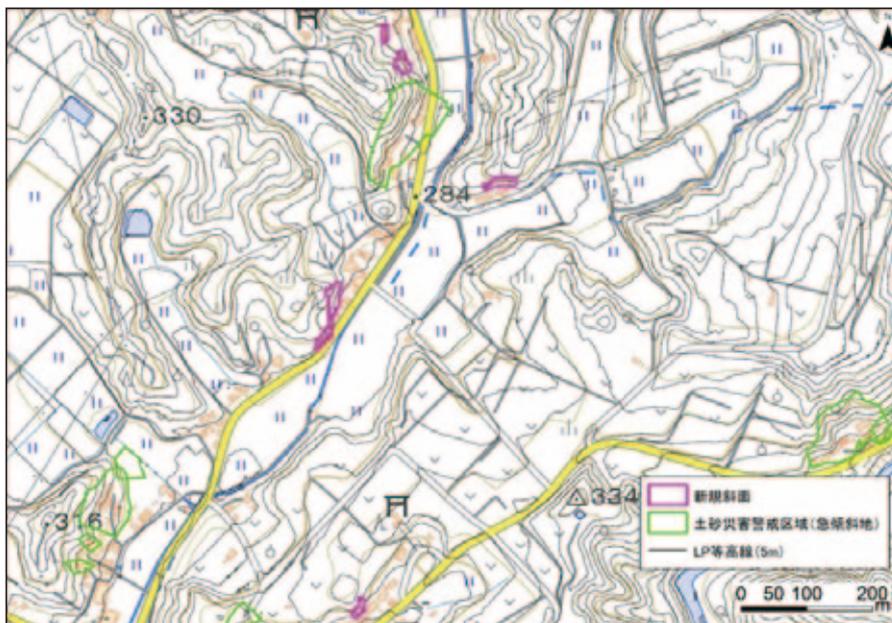
【高精度な地形情報（LP 測量）より抽出事例】

従来の抽出方法では、国土地理院の1/25,000の地形図より抽出していましたが。当時では抽出できなかった箇所が、5mの数値標高モデル（DEM）データなどの高精度な地形情報の航空LP測量で得た1/5,000相当を用いることで下記のような小規模な斜面も抽出することができました。

国土地理院地図（従来の1/25,000地形図）



高精度な地形情報（LP 測量）



今後の対応

- ①出来る限り速やかに詳細な状況を把握するための基礎調査（現地調査）を行い、斜面の状況（角度や高さ）や保全対象となる人家等を確認し、指定要件を満たす箇所については土砂災害警戒区域等に指定していく。
- ②約39,000箇所と膨大な箇所数のため、今までと同じ進め方では多大な時間を要することから、他県の好事例等を参考とした「調査手法や住民説明の効率化」等を検討していく。

土砂災害が発生するおそれのある箇所や、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等の管理を強化するため、令和6年度から新たに砂防巡視員を配置しました。

砂防巡視員は、砂防に関する指定地域内で、無許可での地形の改変状況や家屋等の立地状況の確認を行う等の巡視を継続的に行います。

砂防巡視員はこの区域を巡視します

以下の図にある、赤の点線で囲まれた「砂防指定地」、「地すべり防止区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに青線で示されている「土砂災害警戒区域等」を巡視します。

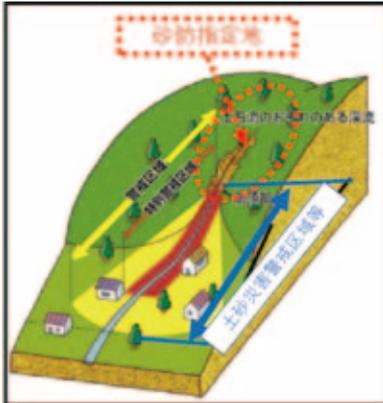


図1 土石流に関する区域

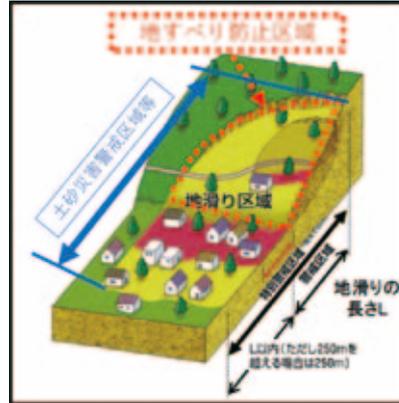


図2 地すべりに関する区域

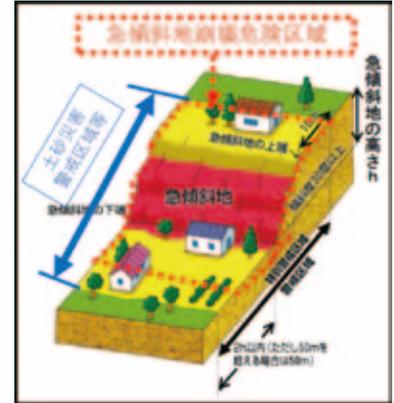


図3 がけ崩れに関する区域

巡視のご協力について

特にがけ崩れに関する区域については、家屋裏の斜面を確認する必要がありますので、ご自宅付近に立ち入ることになります。立ち入りの際にお声かけ致しますので、巡視についてのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※砂防巡視員は以下の腕章や、車両にステッカーをつけています。

また、身分証明書を携帯しています。ご不在の際は近隣の方にお声かけして対応しますのでご了承下さい。



図4 巡視員 腕章



図5 巡視車両 ステッカー

砂防巡視員の研修会を開催しました

巡視活動を始めるにあたり、砂防巡視員や建設事務所の職員に対し、4/8～4/9及び5/8に、巡視の概要や目的、巡視方法等についての研修会を開催しました。



巡視範囲や巡視方法等についての講義の状況



現地の標識により区域を確認している状況



タブレットで区域を確認している状況

土砂災害危険度に関してリアルタイムでシステムで提供するよう、令和5年2月26日にリニューアルしました。

大雨時等、土砂災害発生危険性が高まった時に、住民等の早期の避難や、市町村の適時・的確な避難指示発令の判断に活用出来ます。



土砂アラート

検索



<https://d-keikai.pref.fukushima.lg.jp>

(パソコン、スマートフォン共通)

スマートフォンからもアクセスできます →→→



土砂アラート (福島県土砂災害情報システム)

ホーム 気象情報 土砂災害危険度情報 地区別危険度一覧 解説 Language

ご利用のデバイスから福島県内の位置情報が取得できません。今いる場所の天気情報を表示する場合は、以下のリンクをクリックして、福島県内の場所を指定ください
現在地の推定

気象・土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報



05/20 10:00

をクリックして詳細を表示

災害切迫	警戒レベル5相当
危険	警戒レベル4相当
警戒	警戒レベル3相当
注意	警戒レベル2相当

・土砂災害警戒情報を発信するための情報

気象情報



05/20 05:47

をクリックして詳細を表示

大雨特別警戒	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報	警戒レベル4相当
大雨警戒	警戒レベル3相当
大雨注意報	警戒レベル2

・土砂災害に関する気象情報

レーダー雨量



05/20 10:00

をクリックして詳細を表示

80+	30-50	10-20	1-5
50-80	20-30	5-10	0-1

(mm/60min)
・気象庁レーダーによる降雨分布

全ての凡例を開じる▲

その他のコンテンツ

地区別危険度情報 (地図)



をクリックして詳細を表示

地区別危険度情報 (一覧)



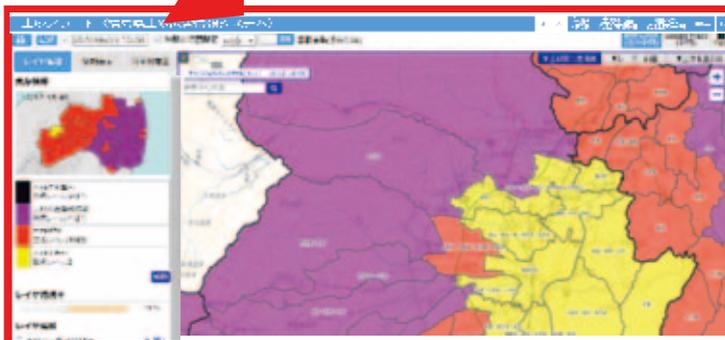
をクリックして詳細を表示

GISデータダウンロード

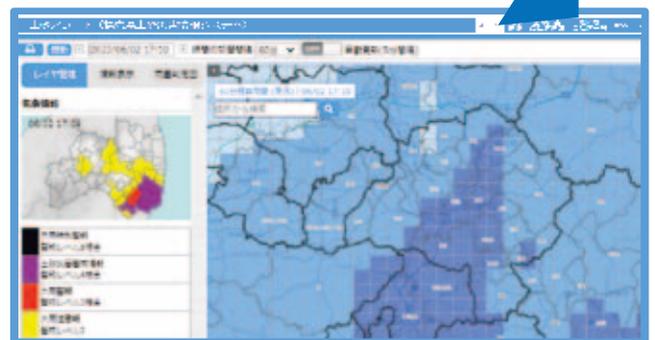


スマートフォン向けサイト





土砂災害危険度情報



レーダー雨量

【区域指定】

土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険性の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある箇所について基礎調査を行い、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っています。

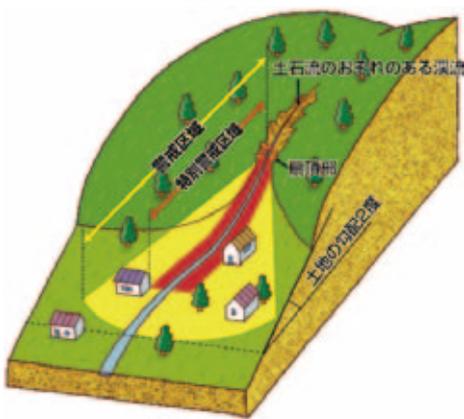
県では、令和6年3月末までに、56市町村において8,150箇所の土砂災害警戒区域等を指定しました。

令和6年度も、引き続き基礎調査が完了した箇所について、地域や市町村への区域指定に向けた説明を行い、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町村と協力しながら土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化を図り、地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

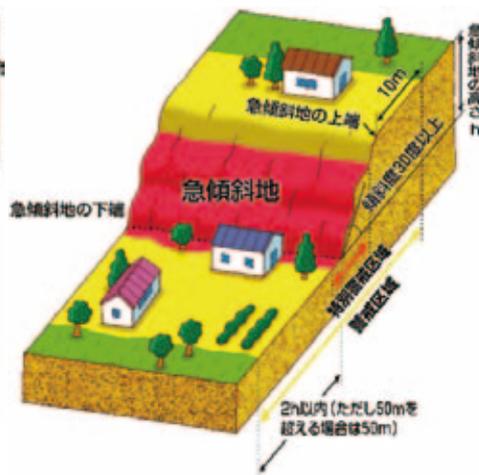
【現地標識の設置】

土砂災害警戒区域等を指定した箇所について、現地でも土砂災害のおそれのある範囲がわかるようにするため、現地標識を設置する取り組みを実施しております。令和5年度末までに1,342区域に標識を設置しており、令和12年度までに約2,500区域の設置を完了させる予定です。

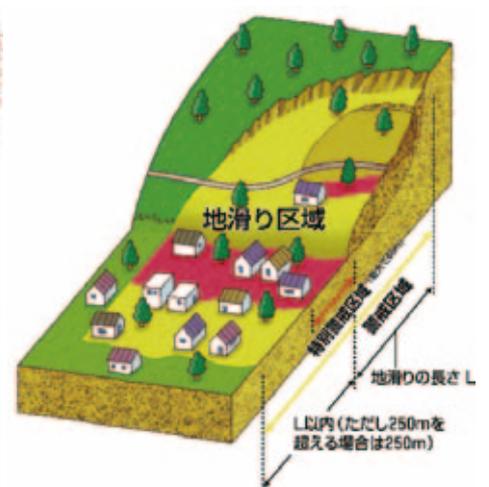
土石流



急傾斜地の崩壊



地すべり



現地標識設置の取り組み



土砂災害警戒区域

この区域は、土砂災害が発生するおそれがあります。
大雨等により危険を感じた場合は、早めに避難してください。

	〔土砂災害警戒区域〕 土砂災害が生じるおそれのある区域
	〔土砂災害特別警戒区域〕 建築物が破壊されるほど大きな被害が生じるおそれのある区域。
●●地区 (がけ崩れ)	
●●市 ●● 〇〇地内	

斜面に異常が見られた場合には連絡をお願いします。

連絡先

市役所 電話 0000-00-0000

建設事務所 電話 0000-00-0000

●●集会所 (避難場所)

まちづくり連携砂防等事業の紹介

県では「流域治水」「人口減少時代への対応」のため「まちづくり連携砂防等事業」を進めていきたいと考えておりますので、活用要望がありましたら県砂防課へご相談ください。

【事業の概要】

- 流域治水の一環として**、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえ、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を適切に組み合わせた**防災まちづくりを推進**。
- 居住誘導区域等における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備**に向けて、令和5年度は、まちづくり連携砂防等事業が新たに逗子市、雲南市、長崎市で開始。

「防災まちづくり」の推進

まちづくり部局と連携し、災害リスクの**ソフト対策による回避とハード対策による低減を組み合わせた施策展開が可能**となり、**早期の防災まちづくりの実現が図られる**。



- ### 砂防部局
- 居住誘導区域や避難路等を保全する砂防関係施設の重点的な整備
 - 土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクエリアの見える化

- ### まちづくり部局
- 居住誘導区域等への移転促進
 - 災害レッドゾーンにおける立地抑制

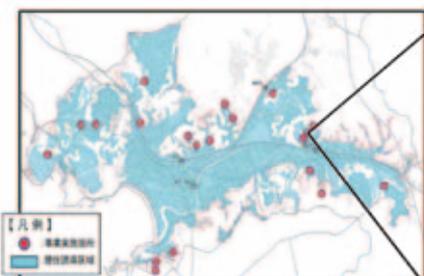
※出典 国土交通省

「まちづくり連携砂防等事業」における逗子市の事例 (※出典 国土交通省)

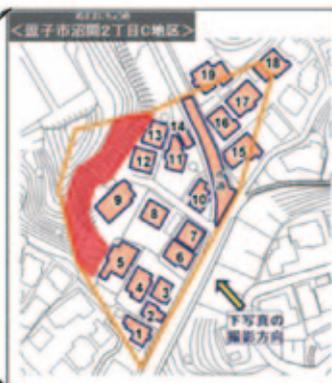
位置図



- 逗子市は、丘陵性の山に三方を囲まれ、市街地においても急傾斜地が広く分布している。
- ソフト対策では、立地適正化計画を策定して災害リスクの高い地域を除いた居住誘導区域を設定することで立地誘導を図る。
- ハード対策では、立地適正化計画において指定された居住誘導区域内の崩壊の可能性が高い急傾斜地に対策施設を整備し、人命及び資産等を保全することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を図る。



居住誘導区域内に存在する20地区の急傾斜地に対して、防災まちづくりと一体となった土砂災害対策を推進する。



全体の事業効果

人家461戸、国道10m、市道約2km等を保全。立地適正化計画において指定された居住誘導区域への被害を軽減。

国HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/ryuiki_sabo.html

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/dosyasaigai-kaigasakubun-kekka-r5.html>

平成29年6月19日に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

県土木部では要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を支援するため、関係部局や市町村と連携し、避難確保計画の作成状況を把握し、講習会の開催等による指導を行っております。

また、従前は、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象となる災害別に分かれていた手引きについて統合し、容易に避難確保計画の作成が可能となるように、令和2年6月に改訂されました。

避難確保計画の作成方法については、県災害対策課、県保健福祉総務課、県教育委員会のホームページから国土交通省のホームページにリンクしておりますので参考にしてください。

福島県 避難確保計画

検索

ソフト対策 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

「要配慮者利用施設における土砂災害等の避難確保計画」とは、要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）の通所・入所施設や学校、病院等において、土砂災害等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画です。

土砂災害警戒区域内にあって、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、地域防災計画へ施設の名称と所在地を定めることとされています。

令和6年3月31日時点で、市町村の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設は219施設あります。

また、土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成している要配慮者利用施設は、197施設あり、避難訓練を実施した要配慮者利用施設は、124施設あります。

県では、市町村や施設管理者などと協力し、一人でも多くの方が避難出来るよう避難確保計画の作成を支援してまいります。

要配慮者利用施設の避難確保計画と避難訓練実施状況

令和6年3月31日現在

	土砂災害警戒区域等※に立地している施設数①						
		市町村地域防災計画に記載済み②					
		②／①	うち、避難確保計画を作成済み③				④／①
			③／②	うち、避難訓練を実施済み④			
1 病院、保育園、老人ホームなど 厚生労働省の所管施設	130	117	90%	102	78%	59	45%
2 幼稚園、小・中学校、高等学校など 文部科学省の所管施設	110	102	93%	95	86%	65	59%
合 計	240	219	91%	197	82%	124	52%

※土砂災害警戒区域等には、区域指定を予定している箇所を含む。

令和6年3月31日現在、福島県内の土砂災害警戒区域等は57市町村に指定しており、8,150箇所（うち特別警戒区域の指定は6,871箇所）の区域があります。

土砂災害ハザードマップは、県が指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を基に、避難経路や避難場所などの情報が掲載されたマップであり、住民が土砂災害から警戒避難をする際の基になる資料です。

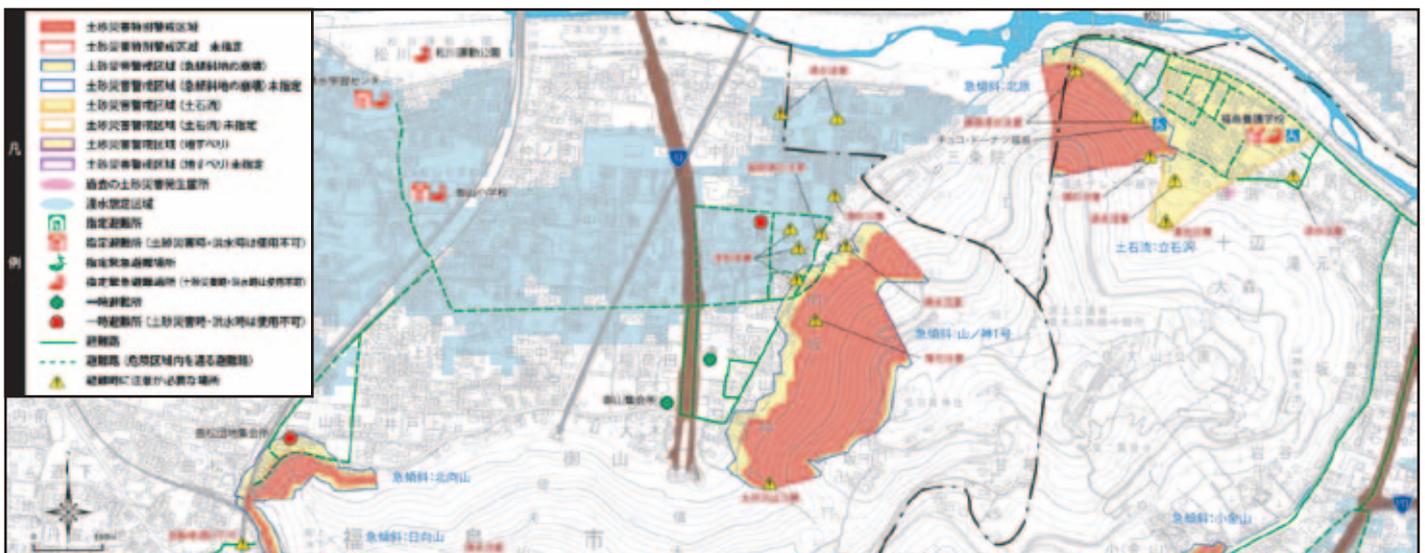
土砂災害ハザードマップの整備率は、全市町村で整備済みであり、整備率は100%となっております。県では、市町村と協力し、随時新しい情報に更新するよう市町村を支援してまいります。

土砂災害ハザードマップ等整備状況

令和6年3月末現在

地 区	対象 市町村数 ①	土砂災害ハザードマップ 作成済みの市町村数		整備率 ②／①
		②	うち、令和6年度に 更新を予定	
県北地区	8	8	0	100%
県中地区	11	11	1	100%
県南地区	9	9	0	100%
会津若松地区	7	7	0	100%
喜多方地区	5	5	0	100%
南会津地区	4	4	0	100%
相双地区	12	12	1	100%
いわき地区	1	1	1	100%
合 計	57	57	3	100%

※土砂災害警戒区域の指定が無い、鏡石町、湯川村は対象外。



▲公表されている土砂災害ハザードマップの例（福島市）

令和6年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるための行事を行っています。

この絵画・作文の募集は、土砂災害防止月間の行事の一環として、未来を担う小中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうために実施しています。ぜひご応募ください。

令和5年度最優秀賞作品
(国土交通大臣賞)



千葉県 香取市立佐原小学校
6年 久保木千尋さん
「土砂災害の死者ゼロへ」



千葉県 香取市立小見川中学校
2年 小山田 歩さん
「惨事を防げ！砂防ダム」

募集対象：

絵画、作文の部ともに小・中学校の児童・生徒

募集期間：

令和6年6月1日～令和6年9月15日

送り先：

福島県砂防課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当あて
※各小・中学校で作品をとりまとめてご送付ください。

審査：

地方審査(福島県)を経て、中央審査(国土交通省)が行われ、入賞作品が選定されます。

その他：

応募作品については、原則として返還いたしません。
応募作品は、未発表オリジナルのものに限ります。
福島県砂防協会から記念品を贈呈します。

令和5年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の審査結果

県内の応募作品39点の中から、福島県砂防協会会長賞に4作品が選ばれ、そのうち3作品を国土交通省の中央審査会に推薦しました。

中央審査会における審査の結果、本県から1作品が受賞しました。

優秀賞(事務次官賞)

作文(中学生)の部

葛尾村立葛尾中学校2年 **松本 晴樹**さん



【応募及び受賞の状況】

①地方審査会(県)

部門	県内応募者	県受賞者数 (福島県砂防協会会長賞)	中央審査会 推薦者
絵画(小学生)の部	0名	0名	0名
絵画(中学生)の部	31名	2名	0名
作文(小学生)の部	0名	0名	0名
作文(中学生)の部	8名	2名	1名
合計	39名	4名	1名

②中央審査会(国)

部門	全国応募者	最優秀賞	優秀賞
絵画(小学生)の部	1,233名	1名	15名
絵画(中学生)の部	1,235名	1名	15名
作文(小学生)の部	467名	1名	15名
作文(中学生)の部	733名	1名	15名
合計	3,668名	4名	60名

絵画の部

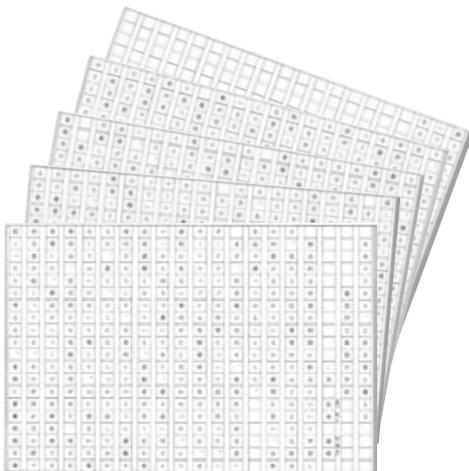


福島県砂防協会会長賞
「一秒でも早く！」
福島市立北信中学校2年
佐々木心優さん



福島県砂防協会会長賞
「早めの避難を！」
福島市立北信中学校2年
佐藤 菜月さん

作文の部



優秀賞（事務次官賞）
「未来のために、土砂災害に備える」
葛尾村立葛尾中学校2年
松本 晴樹さん



福島県砂防協会会長賞
「土砂災害について調べたこととその対策」
須賀川市立第三中学校3年
柏倉 圭裕さん

作品は福島県砂防課ホームページにてご覧いただけます。



福島県砂防課ホームページ

急傾斜地(がけ地)の点検を行う際のポイント

- ①斜面の管理者は、急傾斜地法第9条により土地を保全する努力義務があります。
- ②令和2年2月の神奈川県逗子市で発生したがけ崩れでは、斜面の管理者が刑事告訴されています。
- ③市町村におかれましては、住民から異状の報告があった場合は、建設事務所に連絡をお願いします。

◆斜面点検時のポイントは以下の通りです。

点検時に、①斜面に亀裂や、②浮き石、③落石がある場合は、風化の進行により斜面が不安定になっている可能性があるため注意が必要です。
※植生が貧弱な場合には、風化が進みやすいため、特に注意が必要です。



①斜面に亀裂



②斜面に浮き石



③斜面から落石

変状が見られる場合

建設事務所に連絡

住民参加型の砂防施設点検を実施

福島県内における急傾斜地崩壊危険区域や施設等について、地域住民、福島県砂防ボランティア協会、市町村、福島県が合同で点検を行っています。

点検にあたっては、地域住民の方に対して、県、砂防ボランティア協会より点検のポイントやアドバイスをを行い、地域と連携した維持管理に努めています。

令和5年度は10箇所の点検を実施しました。



重力式待受擁壁の点検
(鮫川村落合地区)



急傾斜地崩壊危険区域の点検
(いわき市林崎地区)

出前講座「ふるさと安全たんけんスクール」

次世代を担う子供たちに対し、土砂災害における人的被害の軽減と防災意識の高い人材の育成を図ることを目的として、県建設事務所と福島県砂防ボランティア協会が連携して、小中学校への出前講座（ふるさと安全たんけんスクール）を実施しています。土砂災害の仕組みを模型を用いて実験したり、土砂災害啓発DVDにより土砂災害から身を守る方法について説明する等、土砂災害について子供たちにわかりやすく伝える工夫を行っています。

令和5年度は、小中学校で50回（児童・生徒2,355人が参加）実施しました。



模型による説明（福島市立蓬莱小学校）



模型による説明（相馬市立山上小学校）

令和6年度の行事予定

5月23日(木)	全国治水砂防協会 第88回通常総会 (東京都 砂防会館)
7月11日(木)～12日(金)	全国治水砂防協会東北地区協議会 第72回通常総会及び視察研修 (山形県山形市)
7月18日(木)	福島県砂防協会 通常総会 (福島市)
8月2日(金)	全国治水砂防協会 第11回土砂災害対策実務者講習会 (東京都 砂防会館)
10月31日(木)～11月1日(金)	全国治水砂防協会 砂防現地視察と討論会 (長野県)
11月14日(木)	全国治水砂防促進大会 (東京都 砂防会館)
2月中旬	全国治水砂防協会 第64回砂防および地すべり防止講習会 (東京都 砂防会館)

編集後記

「砂防ふくしま（第34号）」をお届けします。

県といたしましては、県民の「いのち」と「暮らし」を守るため、総合的な土砂災害対策を進めてまいりますので皆様のご指導ご支援をよろしくお願いたします。

これからも充実した「砂防ふくしま」の発行に努めて参りますので、皆様のご意見ご要望をお寄せ下さい。

